

資治通鑑 第207卷

【唐紀二十三】 起上章困敦七月，盡旃蒙大荒落正月，凡四年有奇。

■唐、**突厥**突厥、**吐蕃**吐蕃、統国訳漢文大成 經子史部 第12卷 061p

則天順聖皇后下久視元年（庚子，700年）

■**「楷固は賞を辞退」**秋，七月，俘（契丹の捕虜）を含樞殿（三陽宮にあり）に獻ず。太后は楷固を以て左玉鈴衛大將軍、燕國公と為し，姓の武氏を賜わる。公卿を召して合宴し，觴^{さかずき}を擧げ仁傑に屬して曰く、「公之功也。」

將に之を賞さんとし，對えて曰く、

「此れ乃ち陛下の威靈にして，將帥は力を盡すなり，臣は何の功か之れ有らん！」

固く辭して受けず。

■閏月，戊寅（14），車駕は宮（洛陽宮）に還る。

■己丑（25），天官侍郎の張錫を以て鳳閣侍郎、同平章事と為す。鸞臺侍郎、同平章事の李嶠は罷めて成均祭酒と為す。錫は，嶠之舅也，故に嶠の政事を罷む。

吐蕃■**「唐休璟は吐蕃の麴莽布支を破る」**丁酉（33），吐蕃の將の麴莽布支は涼州を寇し，昌松（漢の武威郡蒼松県、呂光改めて昌松と為す。甘肅省甘涼道古浪県の西、現・武威市古浪県）を圍み，隴右諸軍大使の唐休璟は與に洪源谷に戦う。（12-062p）麴莽布支の兵甲は鮮華なり，休璟は諸將に謂つて曰く、

「諸論は既に死し（前卷聖曆二年にあり），麴莽布支は新たに將と為り，軍事を習わず，諸貴臣の子弟は皆な之に従い（続は欠如），之を望めば精銳の如きと雖も，實は與し易き耳，請う諸君の爲に之を破らん。」

乃ち甲を被りて先ず陳を陥し，六戦して皆な捷ち，吐蕃は大いに奔り，斬首は二千五百級，二裨將を獲り而して還る。

■**「楊元亨・楊元禧の左遷」**司府（光宅元年に太府寺を改めて司府事と為す）少卿の楊元亨，尚食奉御の楊元禧は，皆な弘武（201卷高宗乾封二年にあり）之子也。元禧は嘗て張易之に忤い，易之は太后に言う、

「元禧は，楊素之族なり。素の父子は，隋之逆臣なり，子孫は應に供奉すべからず。」

太后は之に従う，壬寅（38），制す、

「楊素及び其の兄弟の子孫は皆な京官に任ずるを得ず。」

元亨を睦州（現・浙江省杭州市建德市）刺史に，元禧を貝州（現・河北省邢台市清河縣）刺史に左遷す。

■**吐蕃**庚戌（46），魏元忠を以て隴右諸軍大使と為し，吐蕃を撃たしむ。

■**「大像を造るを罷む」**庚申（56），太后は大像を造らんと欲し，天下の僧尼をして日々一錢を出し以て其の功を助け使む。狄仁傑は上疏して諫める，其の略に曰く、

「今之伽藍（仏寺、梵語に僧伽藍摩）は，制は官闕に過ぎる。功は鬼を使わず，止だ人を役するに在り，物は天より來たらず，終に須く地より出ずるべし，百姓を損せず，將に何を以て求めん！」

又た曰く、

「游僧は皆な佛法に托し，生人（生民、太宗の諱の李世民を避ける）を誑誤す。裡陌は動もすれば經坊有り，闌（市垣）闌（市門）に亦た精舍を立てる。化誘に急にする所，官征よりも切なり。法事の須いる所，制敕よりも嚴なり。」

又た曰く、

「**梁武**（梁の武帝）、**簡文**（梁の簡文帝）は捨施すること限り無し、三淮は浪を沸かし、五嶺は煙を騰げる（太宗の詔の中の語）に及び、列刹は衢ちまたに盈てるとも、危亡之禍いを救う無し、緇衣は路を蔽えども、豈に勤王之師有らんや！」

又た曰く、

「僧錢を斂めると雖も、百に未だ一を支えず。尊容は既に廣く、露居す可からず、覆うに百層を以てし、尚ほ未だ遍かざるを憂う、自餘の廊宇は、全く無きを得ず。如來は教えを設けるに、慈悲を以て主と為す。豈に人を勞し、以て虚飾を存するを欲せんや？」

又た曰く、

「比來水旱は節ならず、當今邊境は未だ寧からず、若し官財を費し、又た人力を盡せば、一隅難有れば、將に何を以て之を救わん！」

太后は曰く、

「公は**朕**に教えて善を爲さしむ、何の相い違うを得んや！」

遂に其の役を罷む。

■**突厥阿悉吉**（西突厥の弩矢畢の五俟斤の阿悉結なり）**薄露**は叛き、左金吾將軍の**田揚名**、殿中侍御史の**封思業**を遣わして之を討たしむ。軍は碎葉（スイアープ）に至り、**薄露**は夜城の傍に於いて剽掠し而して去り、**思業**は騎を將いて之を追い、反りて敗れる所と為る。**揚名**は西突厥の斛瑟羅之衆を引いて其の城を攻め、旬餘にして、克たず。九月、**薄露**は詐りて降り、**思業**は誘い而して之を斬り、遂に其の衆を俘とす。

【国老狄仁傑の人材登用】

■ **【国老の狄仁傑は薨ず】**太后は内史梁の文惠公の**狄仁傑**を信重し、群臣の及ぶ莫し、常に之を國老と謂い而して名いわず。（12-063p）**仁傑**は好みて面引廷争し、太后は毎つねに意を屈して之に従う。嘗て太后の游幸に従い、遇々風は**仁傑**の巾を吹きて墜し、而して馬は驚き止まる能わず、太后は太子に命じて追いて其の鞵おもがを執り而して之を系がしむ。**仁傑**は屢々老疾を以て骸骨を乞い、太后は許さず。入見し、常に其の拜を止めて、曰く、

「公が拜するを見る毎に、**朕**も亦た身痛む。」

仍ほ其の宿直を免じ、其の同僚を戒めて曰く、

「軍國の大事に非ざるよりは、以て公を煩わす勿れ。」

辛丑（37）、薨じ、太后は泣きて曰く、

「朝堂は空し矣！」

是より朝廷に大事有り、衆或は決す能わず、太后は輒ち歎じて曰く、

「天は吾が國老を奪うこと何ぞ太だ早き邪！」

■ **【人材登用を仁傑に聞く】**太后は嘗て**仁傑**に問う、

「**朕**は一佳士を得て之を用いんと欲し、誰か可なる者ぞや？」

仁傑は曰く、

「未だ審ならず陛下は何れの所にか之を用いんと欲すや？」

太后は曰く、

「用いて將相と為さんと欲す。」

仁傑は對えて曰く、

「文學縉藉なるは、則ち蘇味道、李嶠は固より其の選なり矣。必ず卓犖の奇才を取らんと欲す、則ち荊州長史の張柬之有り、其の人は老なりと雖も、宰相の才也。」

太后は柬之を擢んで（大州の長史より神州の司馬に進む、故に拔擢）洛州司馬と為す。數日にして、又た仁傑に問

い、對えて曰く、

「前に柬之を薦し、尚ほ未だ用いざる也。」

太后は曰く、

對えて曰く、

「臣の薦す所の者は宰相と為る可し、司馬に非ざる也。」

乃ち秋官侍郎に遷す。之久しく、卒に用いて相と為す。

仁傑は又た嘗て夏官侍郎の姚元崇、監察御史の曲阿の桓彦范、太州（武徳三年に并州の太谷折県を以て太州を置く。六年に州を廢しこの時に当たりて復た置く。現・渭南市臨渭区）刺史の敬暉等數十人を薦し、率ね名臣と為る。或は仁傑に謂つて曰く、

「天下の桃李（趙簡子は陽虎に謂つて曰く、惟だ賢者のみ能く恩を報いずと為す。不肖者は能わず。夫れ桃李を植える者は、夏は休息するを得、秋はその食を得る。蒺藜を植える者は夏を休息するを得ず、秋はその刺しを得る。今子の得る所の者は蒺藜なりと。後世通じて薦める所の士を以て桃李と為すは、説は皆これに本づく）は、悉く公門に在り矣。」

仁傑は曰く、

「賢を薦して國と為し、私と為すに非ざる也。」

■初め、仁傑は魏州刺史と為り（205 卷萬歳通天元年にあり）、惠政有り、百姓は之が為に生祠を立てる。後に其の子の景暉は魏州司功參軍と為り、貪暴にして人の患いと為り、人は遂に其の像を毀つ焉。

■**突厥** **[魏元忠は突厥に備える]** 冬，十月，辛亥（47），魏元忠を以て蕭關（原州平高県の界にあり。貞觀六年に突厥の降戸を持って緣州を置く。平高の他樓城に治す。高宗は他樓県を置く、神龍元年に省き、更に蕭關県を置く。甘肅省涇原道固原県の北、現・固原市原州区）道大總管と為し、以て突厥に備えしむ。

■ **[歴の変更]** 甲寅（50），制して復た正月を以て十一月と為し、一月を正月と為し、天下に赦す。（204 卷天授元年に十一月を以て正月とする。一月を以て正月と為すは夏正建寅を用いるなり）

■ **[韋安石は商賈を追い出す]** 丁巳（53），納言（侍中）の韋巨源は罷め、文昌（尚書）右丞の韋安石を以て鸞臺（門下）侍郎、同平章事と為す。安石は、津（韋津が隋に死する事は 185 卷高祖武徳元年にあり）之孫也。時に武三思、張易之の兄弟は事を用い、安石は數々之を面折す。嘗て宴に禁中に侍し、易之は蜀商の宋霸子等數人を引いて座に在りて同じく博す。安石は跪いて奏して曰く、**(12-064p)**

「商賈は賤類なり、應に此の會に預るを得るべからず。」

左右を顧みて之を逐い出さしむ、座中は皆な色を失う。太后は其の言の直なるを以て、之を勞勉し、同列は皆な歎服す。

■丁卯（3），太后は新安に幸す。壬申（8），宮に還る。

■**突厥**十二月，甲寅（50），突厥は隴右諸監の馬萬餘匹を掠め而して去る。

■ **[屠禁の開放]** 時に屠禁（205 卷長壽元年にあり）尚ほ未だ解かず、鳳閣（中書）舍人の全節（全節県は濟州に属す。漢晋の東平陵県の地。北魏は平陵と曰く、濟南郡に属す。貞觀十七年に齊王祐反するとき、平陵の人従わず。更めて全節と名づく。山東

省濟南道歷城県の東75里、現・済南市章丘区)の**崔融**は上言す、以爲く、

「犠牲を割烹し、禽獸を弋獵するは、聖人は之を典禮に著わし、廢闕す可からず。又た、江南は魚を食ひ、河西は肉を食ひ、一日も無かる可からず。富む者は未だ革^{あらた}めず、貧者は堪え難し、況んや貧賤之人は、屠を仰ぎ生を為す、日々一人を戮すとも、終に絶つ能わず、但だ恐喝に資し、徒らに奸欺を長ず。爲政者は苟くも月令に順じ、禮經に合えば、自然に物は其の生を遂げ、人に其の性を得ん矣。」

戊午(54)、復た屠禁を開き、祠祭に牲牢を用いること故の如し。

則天順聖皇后下長安元年〈辛丑，701年〉

■春，正月，丁丑(13)，成州が、

「佛跡を見る」

と言うを以て、改元して大足とす。

■二月，己酉(45)，鸞臺侍郎の柏人(邢州に属す、天寶改めて堯山県と曰う、直隸省大名道唐山県、現・河北省邢台市)の**李懷遠**を以て同平章事とす。

■**[張錫・蘇味道を許す]**三月，鳳閣侍郎、同平章事の**張錫**は選を^{つかさ}知どりて禁中の語漏洩し、贓は數萬に滿つるに坐し、當に斬らんとし、刑に臨みて之を釋し、循州(東都に至るまで4800里、広東省潮循道惠陽県の東北五里、現・惠州市)に流される。時に**蘇味道**も亦た事に坐し**錫**と俱に司刑の獄に下り、**錫**は乘馬し、氣色は自若たり、三品院(是より先、制獄既に繁く、司刑寺、別に三品院を置き、以て三品以上の官の獄に下る者をおく)に捨し、帷屏食飲は、平居に異なる無し。**味道**は歩して系所に至り、地に^{むしろ}席し而して臥し、蔬食す而して已む。太后は之を聞き、**味道**を赦し、其の位に復す。

■**[大雪は瑞か、王求禮の諫言]**是の月、大雪し、**蘇味道**は以て瑞と為し、百官を帥いて入りて賀す。殿中侍御史の**王求禮**は之を止めて曰く、

「三月の雪は瑞雪為れば、臘月の雷は瑞雷為る乎？」

味道は従わず。既に入り、**求禮**は獨り賀せず、進言して曰く、

「今陽和は氣を布き、草木は榮を發す、而るに寒雪は災を為し、豈に誣いて以て瑞と為すを得んや！賀する者は皆な諂諛之士也。」

太后は之が爲に朝を罷む。

■**[三足の牛]**時に又た三足の牛を獻ずる者有り、宰相は復た賀す。**求禮**は揚言(続は颺言、大言して疾きを颺という)して曰く、

「凡そ物は常に反するは皆な妖と為す。此れ鼎足(三公は鼎足、君を承く)其の人に非ず、政教は行れざる之象也。」

太后は之が爲に愀然たり。

■夏，五月，乙亥(11)，太后は三陽宮に幸す。

■**突厥****魏元忠**を以て靈武道行軍大總管と為し、以て突厥に備えしむ。(12-065p)

■天官侍郎の鹽官(鹽官県は漢には吳郡の属す。梁・陳には錢塘郡に属す。隋は餘杭郡に属す。唐は杭州に属す。浙江省錢塘道海寧県治、現・海寧市)の**顧琮**を同平章事とす。

■**[李迥秀は崔氏を離縁]**六月，庚申(56)，夏官尚書の**李迥秀**を以て同平章事とす。**迥秀**の性は至孝にして、其の母の本は微賤なり、妻の**崔氏**は常に媵婢(婢女、家妓出身)を叱し、母は之を聞いて悦ばず、**迥秀**

は即時に之を出す。或は曰く、

「賢室は嫌疑を避けずと雖も、然も過ちは七出（律に、妻の七出を犯す者は之を棄てる。一に子無し。二に淫俟。三に舅姑に事えず。四に口舌。五に竊盜、六に妬忌、七に悪疾）に非ず、何ぞ遽にわかに是くの如しや！」

迴秀は曰く、

「妻を娶るは本は以て親を養うなり、今乃ち顔色に違忤す、安んぞ敢えて留めん也！」

竟に之を出す。

■秋，七月，甲戌（10），太后は宮に還る。

■甲申（20），李懷遠は罷めて秋官尚書と為る。

■**突厥**八月，突厥の默啜は邊を寇し，安北大都護の相王に命じて天兵道元帥と為し，諸軍を統べて之を撃たしめ，未だ行かず而して虜は退く。

【太后の高齡問題】

■ **蘇安恆は讓位を上疏** 丙寅（2），武邑人の蘇安恆は上疏して曰く、

「陛下は先聖（大帝を謂う）之顧托をきつし 欽み，嗣子（皇嗣相王）之推讓を受け，天を敬い人に順うこと，二十年矣。豈に帝舜が裳かかを褻げ，周公が辟に復するを聞かず！舜之禹に於けるは，事は只だ族親（舜は黄帝八代の孫、禹は黄帝の玄孫）。且と成王とは，叔父（周公は武王の弟、成王の叔父、且は周公の名）を離れず。族親は子之愛に何如，叔父は母之恩に何如？今太子は孝敬を是れ崇び，春秋は既に壯なり，若し宸極を統臨せ使めれば，何ぞ陛下之身に異ならん！陛下の年は徳既に尊く，實位將に倦まんとす，機務は繁重にして，心神を浩蕩し，何ぞ位を東宮に禪り，自ら聖體を怡ばせざるや！昔より天下を理める者は，二姓にし而して俱に王たるを見ざる也，當今は梁（武三思）、定（攸暨）、河内（懿宗）、建昌（攸寧）の諸王は，陛下之廢覆を承け，並びに封王を得たり。臣は謂うに千秋萬歳之後に，事に於いて便に非ざらん。臣は請う黜しりぞけて公侯と為し，任ずるに間簡を以てす。臣は又た聞く陛下に二十餘孫有り，今尺寸之封無し，此れ長久之計に非ざる也。臣は請う土を分け而して之に王とせんことを，擇びて師傅を立て，其に孝敬之道を教え，以て来（夾×）たりて周室を輔け，皇家を屏藩すれば，斯に美と為さん矣。」

疏は奏され，太后は召見し，食を賜り，慰諭し而して之を遣る。

■ **張易之の密告** 太后の春秋は高く，政事は多く張易之の兄弟に委ねる。邵王之重潤は其の妹の永泰郡主、主の婿の魏王之武延基と竊に其の事を議す。易之は太后に訴える，九月，壬申（8），太后は皆な逼りて自殺せ令む。延基は，承嗣（太后の姪）之子也。

■ 丙申（32），相王を以て左、右羽林衛大將軍の事を知たらしむ。

■ 冬，十月，壬寅（38），太后は西して關に入り，辛酉（57），京師に至る。天下に赦し，改元（長安）す。

■ 十一月，戊寅（14），含元宮を改めて大明宮と為す。（長安の東内は本は大明宮という。高宗の龍朔三年に蓬萊宮と曰う。咸亨元年に含元宮と曰う。今旧名に戻す）

■ **崔玄暉の再登用** 天官侍郎の安平（漢の涿郡に属す。北魏は安平國に属し、博陵郡に属す。唐は定州に属す。直隸省保定道、現・河北省定州市保定市など）の崔玄暉は，性は介直なり，未だ嘗て謁を請わず。執政は之を惡み，文昌左丞に改む。（12-066p）月餘にして，太后は玄暉に謂って曰く

「卿が官を改めてより以來，令史（唐の史部四司に令史八十人有り）は齋を設けて自ら慶すと聞き、此れ盛んに奸貪を為さんと欲する耳，今卿を舊任に還さん。」

乃ち復た天官侍郎に拜し，仍ほ彩七十段（唐の制に凡そ十段を賜うには、其の律は絹三疋、布三端、綿四屯。若し雜綵十段な

らば、絲布二疋、紬二疋、綾二疋、縵四疋)を賜る。

■ **〔涼州都督郭元振の善政〕**主客郎中(唐の主客郎は二王の後及び諸蕃の朝聘の事を掌り禮部に属す)の**郭元振**を以て涼州都督、隴右諸軍大使と為す。是より先、涼州の南北の境は四百餘里に過ぎず、突厥、吐蕃は頻歲城下に奄至し、百姓は之を苦しむ。**元振**は始め南境硤口に於いて和戎城を置き、北境磧中に白亭軍(白亭守提は涼州城の西北五百里に在り)を置き、其の衝要を控し、州境を拓くこと千五百里、是より寇は復た城下に至らず。**元振**は又た甘州刺史の**李漢通**をして屯田を開置せ令め、水陸之利を盡くす。舊の涼州の粟麥は斛ごとに數千に至り、**漢通**が收率(民を収めて其の耕を率いる)する之後に及び、一縑は數十斛を糴し、軍糧を積み數十年を支える。**元振**は撫御に善く、涼州に在ること五年、夷、夏は畏れ慕い、令すれば行われ禁ずれば止む、牛羊は野に被り、路に遺ちたるを拾わず。

則天順聖皇后下長安二年〈壬寅，702年〉

■春，正月，乙酉(21)，初めて武舉(長塚・馬射・步射・平射・筒射・馬槍・翹關・負重・身材の選有り)を設ける。

■ **〔突厥侵入〕**突厥(空厥×)は鹽、夏二州を寇す。三月，庚寅(26)，突厥は石嶺(忻州定襄縣に石嶺關有り、山西省雁門道)を破り、并州を寇す。雍州長史の**薛季昶**を以て右台大夫を攝せしめ、山東防禦軍大使に充て、滄、瀛、幽、易、恆、定等の州の諸軍は皆な**季昶**の節度を受ける。夏，四月，幽州刺史の**張仁願**を以て専ら幽、平、媯、檀の防禦をつかさど知らしめ、仍ほ**季昶**と相い知り、以て突厥を拒ましむ。

■ **〔蘇安恆も讓位の上疏〕**五月，壬申(8)，**蘇安恆**は復た上疏して曰く、

「臣は聞く天下者、**神堯**(高祖)、**文武**(太宗)之天下也。**陛下**は正統に居ると雖も、實に**唐氏**の舊基に因る。當今太子は追回し、年徳は俱に盛んなり、**陛下**は其の寶位を貪り而して母子の深恩を忘れ、**將**たまた何の聖顔か以て**唐家**の宗廟を見ん、**將**たまた何の誥命か以て**大帝**(高宗は天皇大帝と稱す)の墳陵に謁せんや？**陛下**は何の故か日夜憂いを積み、鐘鳴の漏盡くるを知らず！(魏の田豫は老を告げて曰く、譬えば猶お鐘鳴り漏盡きて而も夜行き休まざるがごとし、此れ罪人なりと)臣愚は以おも爲うに天意人事は、**李家**に還歸す。**陛下**は天位を安んずると雖も、殊に知らず物極まれば則ち反り、器滿ちれば則ち傾く。臣は何ぞ一朝之命を惜しみて(其の死を顧みずして上疏し以て国を安んぜんと欲するを言う)、而して萬乘之國を安んぜざる哉！」

太后は亦た之を罪せず。

■乙未(31)，**相王**を以て并州牧と為し、安北道行軍元帥に充て、**魏元忠**を以て之が副と為す。

■六月，壬戌(58)，神都留守の**韋巨源**を召して京師に詣らしめ、副留守の**李嶠**を以て之に代わらしむ。

■秋，七月，甲午(30)，突厥は代州を寇す。(12-067p)

■ **〔張昌宗は兄弟貴盛〕**司僕(光宅元年に太僕鱗を改めて司僕寺と為す)卿の**張昌宗**は兄弟貴盛にして、勢いは朝野を傾ける。八月，戊午(54)，太子、相王、太平公主は上表して**昌宗**を封じて王と為すを請い、制して許さず。壬戌(58)，又た請い、乃ち爵の鄴國公を賜わる。

■敕す、

「今より揚州(揚州の事は203卷光宅元年にあり)及び豫、博(204卷垂拱四年にあり)の餘黨を告言する有りとも、一に問う所無く、内外の官司は理を為すを得る無し。」

■九月，乙丑(1、1-1+1=1日)朔，日之を食する有り、盡きざるは鉤の如し、神都は其の既きたるを見る。

【辺境やや不穩】

■ **突厥** 壬申 (8-1+1=8日)、突厥は忻州を寇す。

■ **吐蕃** 己卯 (15-1+1=15日)、吐蕃は其の臣の**論彌薩**を遣わして來たりて和を求めしむ。

■ **[突厥遠征軍の中止]** 庚辰 (16-1+1=16日)、太子の賓客の**武三思**を以て大谷道大總管と為し、洛州長史の**敬暉**を副と為す。辛巳 (17-1+1=17日)、又た**相王**の**旦**を以て并州道元帥と為す、**三思**は**武攸宜**と、**魏元忠**とを之が副と為す。**姚元崇**を長史と為し、司禮少卿の**鄭杲**を司馬と為す (突厥を撃たんとす)。然るに竟に行かず。

■ **吐蕃** **[唐休璟は邊事に通ず]** 癸未 (19-1+1=19日)、**論彌薩**を麟德殿 (大明宮の右銀台門内殿の西重廊の後に在り。即ち翰林院これなり、殿に三面有り、亦た三殿と曰う) に宴す。時に涼州都督の**唐休璟**は入朝し、亦た宴に預る。**彌薩**は屢々之を窺う。**太后**は其の故を問い、對えて曰く、

「洪源之戦いに、此の將軍は猛厲にして故 (續は敵) 無し、故に之を識らんと欲す。」

太后は**休璟**を擢んで右武威、金吾二衛大將軍と為す (龍朔に左右威衛を改めて左右武威衛と曰う)。**休璟**は邊事に練習し、碣石 (遼西に在り) より以西に四鎮 (西域に在り) を逾え、萬里に綿互し、山川の要害は、皆な能く之を記す。

■ 冬、十月、甲辰 (40)、天官侍郎、同平章事の**顧琮**は薨ず。

■ **吐蕃** 戊申 (44)、吐蕃の**贊普**は萬餘人を將いて茂州を寇し、都督の**陳大慈**は之と四戦し、皆な之を破り、斬首は千餘級。

■ **[來俊臣の旧獄を調査]** 十一月、辛未 (7)、監察御史の**魏靖**は上疏し、以爲く、

「陛下は既に來俊臣之奸なるを知り、處するに極法を以てす、乞う俊臣等が推す所の十獄 (續は大獄) を詳覆し、其の枉濫を伸べんことを。」

太后は乃ち監察御史の**蘇頌**に命じて俊臣等の舊獄を按覆せしめ、是に由りて雪免 (旧唐書蘇頌傳には冤に作る) する者甚だ衆し。**頌**は、**夔** (威の子、隋の開皇の初め樂を譏す) 之曾孫也。

■ 戊子 (24)、**太后**は南郊を祀り、天下に赦す。

■ **[魏元忠を安東道安撫大使]** 十二月、甲午 (30)、**魏元忠**を以て安東道安撫大使と為し、羽林衛大將軍の**李多祚**をして幽州都督を檢校せしめ、右羽林衛將軍の**薛訥**、左武衛將軍の**駱務整**を之が副と為す。

■ **[北庭都護府を庭州に設置]** 戊申 (44)、北庭都護府を庭州 (太宗は高昌を平らげ、西州の北に於いて庭州を置く、即ち漢の車師後國の地。新疆省迪化道孚遠東の境、現・新疆ウイグル自治区昌吉回族自治州) に置く。

■ **[張循憲と張嘉貞の拔擢]** 侍御史の**張循憲**は河東採訪使と為り、疑事の決する能わざる有り、之を病み、侍史に問いて曰く、

「此に佳客の、與に事を議す可き者有り乎？」

吏は言う、

「前の平郷 (邢州に属す。直隸省大名道平郷縣の西北六里、現・河北省邢台市平郷縣) の尉の**猗氏** (河東郡に属す。山西省河東道猗氏縣、現・運城市臨猗縣) の**張嘉貞**は異才有り」 (12-068p)

と、**循憲**は召し見、詢るに事を以てす。**嘉貞**は爲に條析理分 (條に隨いて之を析ち、理に隨いて之を分かち。筋道を明らかたす) し、洗然 (洗は酒) たらざるは莫し。**循憲**は因りて請いて奏を爲らしむ、皆な意の未だ及ばざる所なり。**循憲**は還り、**太后**に見ゆ、**太后**は其の奏を善しとす、**循憲**は具に**嘉貞**の爲す所を言い、且つ己之官を以て之に授けんと請う。**太后**は曰く、

「朕は寧ぞ一官の自ら賢を進める無からん邪！」

因りて嘉貞を召し、入りて内殿に見え、與に語り、大いに悦び、即ち監察御史に拜す。循憲を司勳（唐の司勳部は邦国官人の勲級を掌り、吏部に属す）郎中に擢んで、其の人を得たるを賞す也。

則天順聖皇后下長安三年（癸卯，703年）

■春，三月，壬戌（58-58+1=1日）朔，日之を食する有り。

■吐蕃夏，四月，吐蕃は遣使して馬千匹、金二千兩を獻じ以て昏（結婚）を求める。

■閏月，丁丑（13），韋安石に命じて神都を留守せしむ。

■己卯（15），文昌台（光宅元年に尚書省を改める）を改めて中台と為す。中台左丞の李嶠を以て納言の事を知たらしむ。

■新羅新羅王の金理洪は卒し、遣使して其の弟の崇基を立てて王と為す。

■[突厥の結婚申込み] 六月，辛酉（57），突厥の默啜は其の臣の莫賀干を遣わして來たらしめ、女を以て皇太子之子に妻あわさんと請う。

■寧州は大水となり、溺殺は二千餘人。

■秋，七月，癸卯（39），正諫大夫の朱敬則を以て同平章事とす。

■戊申（44），并州牧の相王の旦を以て雍州牧と為す。

【突騎施は突厥を滅ぼす】

■突厥 突騎施 [唐休璟の西域対策] 庚戌（46），夏官尚書、檢校涼州都督の唐休璟を以て同鳳閣鸞臺三品とす。時に突騎施の酋長の烏質勒は西突厥の諸部と相い攻め、安西の道は絶つ。太后は休璟に命じて諸宰相と其の事を議せしめ、之れ頃して、奏上し、太后は即ち其の議に依りて施行す。後十餘日にして、安西の諸州は兵の應接するを請い、程期は一に休璟の畫る所の如し、太后は休璟に謂って曰く、「恨むらくは卿を用いること晩し！」

諸宰相に謂って曰く、

「休璟は邊事を練習す、卿の曹は十に一に當たらず。」

■突厥 突騎施 [突厥の斛瑟羅は亡命] 時に西突厥可汗の斛瑟羅は刑を用いること残酷なり、諸部は服さず。烏質勒は本は斛瑟羅に隸し、莫賀達干と號し、能く其の衆を撫し、諸部は之に歸し、斛瑟羅は制する能わす。烏質勒は都督二十員を置き、各々兵七千人を將い、碎葉の西北に屯す。後に碎葉を攻め陥し、其の牙帳を徙して之に居る。斛瑟羅の部衆は離散し、因りて入朝し、敢えて復た還らず、烏質勒は悉く其の地を並す。（故三省曰く、天授元年に「斛瑟羅入りて内地に居る」と書す。神功元年に「來俊臣は斛瑟羅を認詔す」と書す。即ち其の入朝すること、必ず是の年に在らじ。此れ烏質勒の事を書するに因りて、其の国を得るの由を叙し、遂に斛瑟羅が国を失いし事に及びしなるのみと）

【魏元忠と張一族の鬩ぎあい】

■九月，庚寅（26-26+1=1日）朔，日之を食する有り，既く。

■[魏元忠は張一族に恨まれる] 初め、左台大夫、同鳳閣鸞臺三品の魏元忠は洛州長史と為る、洛陽令の張昌儀は諸兄之勢いを恃み、(12-069p) 牙、直毎に長史の聽事に上る。元忠は官に到り、叱して之を下す。張易之の奴は都市を暴亂し、元忠は之を杖殺す。相と為るに及び、太后は易之の弟の岐州刺史の昌期を召

し、以て雍州長史と為さんと欲し、仗に對して、宰相に問いて曰く、

「誰か雍州に堪える者をや？」

元忠は對えて曰く、

「今之朝臣は以て薛季昶に易える無し。」

太后は曰く、

「季昶は久しく京府に任ず、朕は別に一官に除せんと欲す。昌期は何如？」

諸相は皆な曰く、

「陛下は人を得る矣。」

元忠は獨り曰く、

「昌期は堪えず！」

太后は其の故を問ひ、元忠は曰く、

「昌期は少年なり、吏事に閑(続は閑)せず、向に岐州に在り、戸口は逃亡して且まさに盡きんとす。雍州は帝京にして、事務は繁劇なり、季昶が強幹にして事に習うに若かず。」

太后は默然とし而して止む。元忠は又た嘗て面奏す、

「臣は先帝より以來、恩渥を蒙被し、今乏を宰相に承け、忠を盡くし節に死する能わず、小人をして側に在ら使めるは、臣之罪也！」

太后は悦ばず、是に由りて諸張は深く之を怨む。

■ **[魏元忠の投獄、張説との対決]** 司禮丞の高戢は、太平公主之愛する所也。會々太后は不豫なり、張昌宗は太后は一日晏駕すれば、元忠の誅する所と為るを恐れ、乃ち元忠を譖し、

「戢は私議して云う、太后は老いたり矣、太子を挾みて久長を為すに若かず。」

と。太后は怒り、元忠、戢を獄に下し、將に(元忠をして)昌宗と之を廷辨せ使む。昌宗は密に鳳閣舍人の張説を引いて、賂するに美官を以てし、元忠を證せ使む。説は之を許す。明くる日、太后は太子を召し、相王及び諸宰相は、元忠をして昌宗と參對せ使む。往復して決せず。昌宗は曰く、

「張説は元忠の言を聞く、請う召して之に問わん。」

太后は説を召す。説は將に入らんとす。鳳閣舍人の南和(漢の廣平國に属す県。北周は南和県を置く。隋は郡を廢す。唐は邢州に属す。直隸省大名道南和県、現・河北省邢台市南和区)の宋璟は説に謂って曰く、

「名義は至って重し、鬼神は欺き難し。邪に黨し正を陥れ以て苟くも免かるるを求める可からず。若し罪を獲て流竄されれば、其の榮は多し矣。若し事測られざる有れば、璟は當に閣(内殿・便殿は皆之を閣と謂う可し。閣門につきて力争するをいう)を叩きて力争し、子と同じく死すべし。努力して之を爲せ、萬代瞻仰するは、此の舉に在る也！」

殿中侍御史の濟源の張廷珪は曰く、

「朝に道を聞き、夕べに死す可し矣！」(孔子の言、論語里仁篇にあり)

左史の劉知幾は曰く、

「青史を汚し、子孫の累いを為す無かれ！」

入るに及びて、太后は之を問ひ、説は未だ對えず。元忠は懼れ、説に謂って曰く、

「張説は昌宗と共に魏元忠を羅織せんと欲する邪！」

説は之を叱して曰く、

「元忠は宰相為り、何ぞ乃ち委巷の小人之言なうに效うや！」

昌宗は旁より迫りて説を趣し、速かに言わ使む。説は曰く、

「陛下は之を視よ、陛下の前に在りてすら、猶ほ臣に逼ること是くの如し、況んや外に在りてを乎！臣は今廣朝に對す、敢えて實を以て對えざればならず。臣は實に元忠に是の言有るを聞かず、但だ昌宗は臣に逼り誣いて之を證せ使むる耳！」

易之、昌宗は遽に呼びて曰く、(12-070p)

「張説は魏元忠と同じく反す！」

太后は其の狀を問う。對えて曰く、

「説は嘗て元忠を謂って伊、周と為す。伊尹は太甲を放ち、周公は王位を攝す、反せんと欲するに非ず而して何ぞや？」

説は曰く、

「易之兄弟は小人なり、徒らに伊、周之語を聞くのみ、安んぞ伊、周之道を知らんや！日者元忠は初めて紫を衣（太宗の貞觀四年に詔して三品以上は紫を服せしむ）、臣は郎官を以て往きて賀し、元忠は客に語りて曰く、『功無くして庸を受ける、慚懼に勝えず。』臣は實に言つて曰く、『明公は伊、周之任に居る、何ぞ三品を愧じんや！』彼の伊尹、周公は皆な臣と為りて至忠にして、古今慕い仰ぐ。陛下は宰相を用いるに、伊、周を學ば使めさせれば、當に誰を學ば使む邪？且つ臣は豈に今日昌宗に附けば立ちどころに台衡（宰輔）を取り、元忠に附けば立ちどころに族滅を致すを知らざらんや！但だ臣は元忠の冤魂を畏れ、敢えて之を誣いざる耳。」

太后は曰く、

「張説は反覆の小人なり、宜しく並せて之を系治すべし。」

他日、更に引いて問ひ、説は對えること前の如し。太后は怒り、宰相に命じ河内王の武懿宗と共に之を鞠せしめ、説が執る所は初めの如し。

■ [朱敬則の抗疏] 朱敬則は抗疏して之を理して曰く、

「元忠は素より忠正と稱し、張説が坐する所名無し、若し罪に抵ら令めば、天下の望みを失わん。」

蘇安恆も亦た上疏して、以爲く、

「陛下は革命之初め、人は以爲らく諫めを納れる之主なり。暮年以來、人は以爲らく佞を受ける之主なりと。元忠が獄に下るより、里巷は恟恟（びくびくする）として、皆な以爲らく陛下は奸宄（悪人、悪党）を委信し、賢良を斥逐す。忠臣烈士は、皆な驛を私室に撫で而して口を公朝に鉗み、易之等の意に迂（よこしま）うを畏れ、徒らに死を取り而して益無し。方今賦役は煩重にして、百姓は凋弊し、重ねるに讒慝專恣し、刑賞の中を失うを以て、竊に恐る人心は安んぜず、別に它の變を生じ、鋒を朱雀門（宮城の南門）内に争い、鼎を大明殿（含元殿）の前に問ひ、陛下は將に何を以て之に謝し、何を以て之を御がん？」

易之等は其の疏を見、大いに怒り、之を殺さんと欲す。朱敬則及び鳳閣舍人の桓彥范、著作郎の陸澤（先天元年に方に復た深州を置く。又た饒陽・鹿城を分け、陸澤県を置く。直隸省保定道深県、現・河北省衡水市深州市）の魏知古が保救するに頼り、免かるるを得る。

■ [元忠の捨て台詞] 丁酉（33）、元忠を貶して高要（漢の蒼梧郡の県、宋齊には南海郡に属し、陳は高要郡を置き、隋は端州を帯びる。広東省粵海道高要県、現・肇慶市高要区）の尉と為し、戮、説は皆な嶺表に流される。元忠の辭するの日、太后に謂つて曰く、

「臣は老す矣、今嶺南に向かえば、十死一生。陛下は他日必ず臣之時を思う有り。」

太后は其の故を問ひ、時に易之、昌宗は皆な側に侍し、元忠は之を指して曰く、

「此の二小兒は、終に亂階を爲さん。」

易之等は殿を下り、膺を叩きて自ら擲^{なげう}ちて冤と稱す。太后は曰く、

「元忠は去れ矣！」

■ **[王峻は再審理を奏す]** 殿中侍御史の景城（瀛州に属す、直隸省津海道交河県の東北 60 里、現・滄州市滄県西部）の王峻は復た奏して元忠を申理し、宋璟は之に謂って曰く、

「魏公は幸い已に全くするを得たり、今子が復た威怒を冒せば、狼狽する無きを得ん乎！」

峻は曰く、

「魏公は忠を以て罪を獲る、峻は義の激する所と為る、顛沛するとも恨み無し。」

璟は歎じて曰く、

「璟は魏公之枉を申べる能わず、深く朝廷に負く矣！」（12-071p）

■ **[元忠を送る崔貞慎、救われる]** 太子僕（唐の制、従四品、太子の車輿乗騎儀仗の政令を掌る）の崔貞慎等八人は元忠を郊外に餞し、易之は詐りて密を告げる人の柴明の状を為り、貞慎等が元忠と反を謀ると稱す。太后は監察御史の丹徒（春秋の呉の朱方。漢は会稽郡丹徒県。呉は京口戍、晋以下は南徐州、隋は延陵県と為し、江都郡に属す。唐は丹徒県と為し、潤州に属す。江蘇省金陵道、現・鎮江市丹徒区）の馬懷素をして之を鞠せ使め、懷素は謂って曰く、

「茲の事は皆な實なり、略問して、速かに以て聞すべし。」

之頃して、中使の督趣する者は數四、曰く、

「反狀は皎然（明るく輝く、纒は昭然）たり、何ぞ稽留すること此くの如し？」

懷素は柴明が對質せんことを請い、太后は曰く、

「我は自ら柴明の處を知らず、但だ狀に據りて之を鞠せよ、安んぞ告げる者を用いんや？」

懷素は實に據りて以て聞し、太后は怒りて曰く、

「卿は反者を縦さんと欲する邪？」

對えて曰く、

「臣は敢えて反者を縦さず。元忠は宰相を以て官を謫せられ、貞慎等は親故を以て追送す、若し誣いて以て反と為せば、臣は實に敢えてせず。昔樂布（12 卷漢の高祖 11 年にあり）は事を彭越の頭下に奏し、漢祖は以て罪と為さず、況んや元忠之刑は未だ彭越の如くならず、而るに陛下は其の送る者を誅せんと欲する乎！且つ陛下は生殺之柄を操る、之に罪を加えんと欲し、決を聖衷に取れば可なり矣。若し臣に命じて推鞠せしめれば、臣は敢えて實を以て聞せず！」

太后は曰く、

「汝は全く罪せざるを欲する邪？」

對えて曰く、

「臣は智識愚淺にして、實に其の罪を見ず！」

太后の意は解く。貞慎等は是に由りて免かるるを獲たり。

■ **[張易之と宋璟]** 太后は嘗て朝貴に命じて宴集し、易之兄弟は皆な位は宋璟の上に在り。易之は素より璟を憚り、其の意を悦ばせんと欲し、位を虚しくして之を揖して曰く、

「公方今第一の人なり、何ぞ乃ち下坐するや？」

璟は曰く、

「才劣にして位は卑し、張卿を以て第一と為すは、何ぞ也？」

天官侍郎の鄭杲は璟に謂って曰く、

「中丞は奈何ぞ五郎を卿とす？」

環は曰く、

「官を以て之を言え、正に當に卿と為すべし。足下は張卿の家奴に非ず、何の郎（其の主を呼びて郎と為す）か之れ有らん！」

坐を擧げて悚惕（恐懼・惶恐）す。時に武三思より以下、皆な謹みて易之兄弟に事える、環は獨り之が禮を為さず。諸張は怒りを積み、常に之を中傷せんと欲す。太后は之を知り、故に免かるるを得たり。

■丁未（43）、左武衛大將軍の武攸宜を以て西京留守に充てる。

■冬、十月、丙寅（2）、車駕は西京を發す。乙酉（21）、神都に至る。

■[太子は別格]十一月、己丑（25）、突厥は遣使して昏を許すを謝す。丙申（32）、宿羽台（東都の宿羽宮の中にあり）に宴す、太子は焉こゝに預る。宮尹の崔神慶は上疏して、以爲いゝく、

「今五品以上の龜を佩びる（唐の制では、百官は隨身の魚符有り、以て貴賤を明らかにし、召命に応ず。左二右一、左なるは内に進め、右なるは身に随う。皇太子は玉契を以て召し、勸合して乃ち赴く。親王は金を以てし、庶官は銅を以てす。皆其の位姓名を題し、盛るに魚袋を以てす。天授二年に佩魚を改めて龜と為す。朝野僉載に曰く、唐は鯉魚を以て符とし、遂に魚符と為す。偽周に至りて武姓なり、玄武は龜なり、因りて魚符を改めて龜符と為すと）所以の者は、別敕の徵召に、詐妄有るを恐れるが為に、内に龜を出して合わせ、然る後に命に應じる。況んや太子は國の本なり、古來徵召するに（12-072p）皆な玉契を用いる。此れ誠に重慎之極也。昨に突厥の使いの見ゆるに緣り、太子は應に朝參に預るべし、直に文符の宮に下る有るのみ、曾て敕を降して處分せず、臣愚は謂うに太子は朔望の朝參に非ず、應に別に召すべき者は、望むらくは墨敕及び玉契を降さんことを。」

太后は甚だ之を然りとす。

■[裴懷古は嶺外を平定す]始安（桂州）の獠の歐陽倩は衆數萬を擁して、攻めて州縣を陥し、朝廷は良吏を得て以て之を鎮せんと欲す。朱敬則は稱す、

「司封郎中（國の封爵を掌り、吏部に屬す）の裴懷古は文武の才有り」

と、制して懷古を以て桂州都督と為し、仍ほ招慰討擊使に充てる。懷古の才は嶺上に及び、飛書して示すに禍福を以てし、倩等は迎え降り、且つ言う、

「吏の侵逼する所と為り、故に兵を擧げて自ら救う耳。」

懷古は輕騎にして之に赴き。左右は曰く、

「夷獠は信無し、ゆるが忽せにする可からざる也。」

懷古は曰く、

「吾は忠信に仗れば、神明に通じる可し、而るに況んや人を乎！」

遂に其の營に詣り、賊衆は大いに喜び、掠める所の貨財を歸す。諸洞の酋長の素より兩端を持する者は、皆な來たりて款附し、嶺外は悉く定まる。

■是の歲、分けて使者に命じて六條を以て州縣を察せしむ。

[吐蕃] [吐蕃の贊普器弩悉弄の死後混乱] 吐蕃の南境の諸部は皆な叛し、贊普器弩悉弄は自ら將いて之を撃ち、軍中に卒す。諸子は争い立ちて、之久しく、國人は其の子の棄隸踏贊を立てて贊普と為す、生まれて七年なり矣。

則天順聖皇后下長安四年〈甲辰，704年〉

■春，正月，丙申（32），右武衛將軍の阿史那懷道を冊拜して西突厥十姓可汗と為す。懷道は，斛瑟羅の子也。

■〔盧藏用の上疏を聞かず〕丁未（43），三陽宮を毀ち，其の材を以て興泰宮を萬安山（洛州壽安縣の西南四十里、河南省河洛道宜陽縣、現・洛陽市宜陽縣）に作る。二宮は皆な武三思の建議して之を爲り，太后に毎歲臨幸するを請う，功費は甚だ廣く，百姓は之に苦しむ。左拾遺の盧藏用は上疏して，以爲く、

「左右近臣は多く意に順うを以て忠と爲し，朝廷の具僚は皆な犯忤を以て戒めと爲す，陛下知らずして百姓は失業を致し，陛下之仁を傷う。陛下は誠に能く人を勞するを以て辭と爲し，制を發して之を罷めれば，則ち天下は皆な陛下の己を苦しめ而して人を愛するを知らん也。」

従わず。藏用は，承慶（200 卷顯慶二年にあり）之弟の孫也。

■壬子（48），天官（吏部）侍郎の韋嗣立を以て鳳閣侍郎、同平章事と爲す。

■夏官（兵部）侍郎、同鳳閣鸞臺（中書門下）三品の李迥秀は頗る賄賂を受け，監察御史の馬懷素は之を劾奏す。二月，癸亥（59），迥秀は廬州（隋は梁周の合州を改めて廬州と爲す）刺史に貶せらる。

■〔朱敬則は老疾で致仕〕壬申（8），正諫大夫、同平章事の朱敬則は老疾を以て致仕す。敬則は相と爲り，人を用いるに以て先と爲し，自餘の細務は之を視ず。

■〔地方の刺使に人材登用〕太后は嘗て宰相と議し刺史、縣令に及び。三月，己丑（25），李嶠、唐休璟等は奏す、

「竊に見るに（12-073p）朝廷の物議，遠近の人情，内官を重んじ，外職を輕んぜざるは莫し，牧伯を除授する毎に，皆な再三訴え披る。比來遣わす所の外任は，多く是れ貶累（貶謫罪累）之人なり。風俗澄まざるは，實に此に由る。望むらくは台、閣、寺、監に置いて賢良を妙簡（精選）し，大州を分けて典り，共に庶績を康くせんことを。臣等は請う近侍を輟め，具僚に率先せんことを。」

太后は命じて名を書して之を探さしめ，韋嗣立及び御史大夫の楊再思等二十人を得る。癸巳（29），制して各々本官を以て刺史を檢校せしめ，嗣立を汴州（現・河南省開封市祥符区一帶）刺史と爲し。其の後政跡の稱す可き者は，唯だ常州（現・江蘇省常州市武進区一帶）刺史の薛謙光、徐州刺史の司馬金皇而して已む。

■丁亥（23），平恩王の重福を徙して譙王と爲す。

■夏官侍郎の宗楚客を以て同平章事とす。

■〔蘇味道の謁歸〕鳳閣侍郎、同鳳閣鸞臺三品の蘇味道（趙州樂城の人）は謁歸して其の父を葬る，州縣に制して葬事を供せしむ。味道は之に因りて郷人の墓田を侵毀し，役使は度を過ぎる。監察御史の蕭至忠は之を劾奏し，坊州（唐の先元皇帝は周の天和中に敷州刺使と爲る。中部縣の馬坊を置く。高祖武德二年に因りて鄜州の中部鄜城を分けて坊州を置く、陝西省黃陵縣および宜君縣一帶、陝西省榆林道中部縣、現・延安市黃陵縣）刺史に左遷せらる。至忠は，引（蕭引は170 卷陳の宣帝太建二年にあり）之の玄孫也。

■夏，四月，壬戌（58），同鳳閣鸞臺三品の韋安石は納言に知たり，李嶠に内史の事に知たり。

■太后は興泰宮に幸す。

■〔太后は諫言で役を止める〕太后は復た天下の僧尼に稅し，大像を白司馬阪（洛城の北邙山にあり）に作らしめ，春官尚書の武攸寧をして檢校せしめ，糜費は巨億なり。李嶠は上疏して，以爲く、

「天下の編戸は，貧弱なる者は衆し。像を造るの錢は見に一十七萬餘緡有り，若し將に散施せんとすれば，人ごとに一千を與え，一十七萬餘戸を濟うを得る。饑寒之弊を拯い，勞役之勤めを省き，諸佛の慈悲

之心に順い、聖君の亭育之意に^{うるお}沾い、人神は^あ膏い悦び、功德は窮まり無からん。方に過後の因縁を作すこと、豈に見在の果報の如きや！」

監察御史の張廷珪は上疏して諫めて曰く、

「臣は時政を以て之を論じれば、則ち宜しく邊境を先にし、府庫を蓄え、人力を養うべし。釋教を以て之を論じれば、則ち宜しく苦厄を救い、諸相を滅し、無爲を崇ぶべし。伏して願わくは陛下は臣之愚を察し、佛之意を行い、務めて理を以て上と為し、人を以て言を廢せざらんことを。」

太后は之が爲に役を罷め、仍ほ廷珪を召見し、深く之を賞慰す。

■鳳閣侍郎、同鳳閣鸞臺三品の姚元崇は母が老いたるを以て固く歸りて侍するを請う。六月、辛酉(57)、元崇を以て相王府の長史を行わしめ、秩位は並びに三品に同じ。

■乙丑(1)、天官侍郎の崔玄暉を以て同平章事とす。

■鳳閣侍郎、同平章事、檢校汴州刺史の韋嗣立を召して興泰宮に赴かしむ。(12-074p)

■丁丑(13)、李嶠を以て同鳳閣鸞臺三品とす。嶠は自ら請いて内史を解く。

■壬午(18)、相王府の長史の姚元崇を以て夏官尚書を兼知せしめ、同鳳閣鸞臺三品とす。

■[楊再思の面は高麗に似たり] 秋、七月、丙戌(22)、神都の副留守の楊再思を以て内史と為す。再思は相と為り、専ら諂媚を以て容れられんことを取る。司禮少卿の張同休は、易之兄也、嘗て公卿を召して宴集し、酒^{たけなわ}酣にして、再思に戯れて曰く、

「楊内史の面は高麗に似たり。」

再思は欣然として、即ち紙を剪りて巾を帖し、紫袍を反披し、高麗舞(唐の十部楽に高麗伎舞の者四人有り、楊再思は之に倣いて此の舞を為す)を為し、舉坐は大いに笑う。時人は或は張昌宗之美を譽めて曰く、

「六郎の面は蓮花に似たり。」

再思は獨り曰く、

「然らず。」

昌宗は其の故を問ひ、再思は曰く、

「乃ち蓮花は六郎に似たる耳。」

■甲午(30)、太后は宮に還る。

■[張昌宗は許される] 乙未(31)、司禮少卿の張同休、汴州刺史の張昌期、尚方少監の張昌儀は皆な賊に坐して獄に下され、左右の台に命じて共に之を鞠せしむ。丙申(32)、敕す、

「張易之、張昌宗は威^なを作し福を作す」

と、亦た命じて同じく鞠せしむ。辛丑(37)、司刑正(光宅に大理正を改めて司刑正と為す。従五品。刑辟を參議し、科條を詳正するの事を掌る)の賈敬言は奏す、

「張昌宗は強いて人の田を市い、應に銅二十斤を徵すべし。」

制して「可」とす。乙巳(41)、御史大夫の李承嘉、中丞の桓彥范は奏す、

「張同休兄弟は賊共に四千餘緡、張昌宗は法應に官を免ずべし。」

昌宗は奏す、

「臣は國に功有り、犯す所は免官に至らず。」

太后は諸宰相に問う、

「昌宗は功有り乎？」

楊再思は曰く、

「昌宗は神丹を合わせ、聖躬之を服して驗有り、此れ莫大之功。」

太后は悦び、昌宗の罪を赦し、其の官を復す。左補闕の戴令言は《兩脚狐の賦》(再思が妖媚なること狐の如く、説くに兩脚なるのみなるを言う)を作り、以て再思を譏り、再思は令言を出して長社令と為す。

■丙午(42)、夏官侍郎、同平章事の宗楚客は罪有り、原州都督に左遷され、靈武道行軍大總管に充てられる。

■癸丑(49)、張同休は岐山(北魏は扶風雍県を分けて平秦郡を置く。西魏は改めて岐山郡と為す。隋は郡を廃して県と為し、岐州に属す)の丞に貶せられ、張昌儀は博望の丞に貶せらる。

■突厥[突厥反す]鸞臺侍郎、知納言事、同鳳閣鸞臺三品の韋安石は擧げて張易之等の罪を奏し、敕して安石及び右庶子、同鳳閣鸞臺三品の唐休璟に付して之を鞠せしめ、未だ竟らず而して事變ず。八月、甲寅(50)、安石を以て檢校揚州長史を兼ねしめ、庚申(56)、休璟を以て幽營都督、安東都護を兼ねしむ。休璟は將に行かんとし、密に太子に言つて曰く、

「二張は寵を恃みて不臣なり、必ず將に亂を為(之×)さんとす。殿下は宜しく之に備えるべし。」

相王府の長史の兼知夏官(兵部)尚書事、同鳳閣鸞臺三品の姚元崇は上言す、

「臣は相王に事える、宜しく兵馬を典るべからず。臣は敢えて死を愛まず、恐らくは王に益あらざらん。」辛酉(57)、春官尚書を改め、餘は故の如し。元崇の字は元之、時に突厥の叱列元崇は反し、太后は元崇に命じて字を以て行わしむ。

■突厥突厥の默啜は既に和親し、戊寅(14)、始めて淮陽王は武延秀(拘えられること前卷聖曆元年にあり)を遣りて還らしむ。(12-075p)

■[八十の張柬之を宰相とす]九月、壬子(48)、姚元之を以て靈武道行軍大總管に充てる。辛酉(57)、元之を以て靈武道安撫大使と為す。元之は將に行かんとし、太后は外司(外朝の諸司の官をいう)宰相と為るに堪える者を擧げ令む。對えて曰く、

「張柬之は沉厚にして謀有り、能く大事を斷す、且つ其の人は已に老す。惟だ陛下は急に之を用いるべし。」

冬、十月、甲戌(10)、秋官侍郎の張柬之を以て同平章事とす、時に年は且に八十ならんとす矣。

■乙亥(11)、韋嗣立を以て魏州刺史を檢校せしめ、餘は故の如し。

■壬午(18)、懷州長史の河南の房融を以て同平章事とす。

■[員外郎の推薦]太后は宰相に命じ各々員外郎と為るに堪える者を擧げしめ、韋嗣立は廣武令の岑羲を薦して曰く、

「但だ其の伯父の長倩が累を為すを恨む。」

太后は曰く、

「苟くも或は才有れば、此れ何の所累^{わづら}う所ぞ！」

遂に天官員外郎に拜す。是に由りて諸々の縁坐する者は始めて進用せらるるを得たり。

■十一月、丁亥(23)、天官侍郎の韋承慶を以て鳳閣侍郎、同平章事と為す。

■癸卯(39)、成均祭酒、同鳳閣鸞臺三品の李嶠は罷めて地官尚書と為る。

■十二月、甲寅(50)、敕して大足已來の新たに置く官は並びて停める。

■丙辰(52)、鳳閣侍郎、同平章事の韋嗣立は罷めて成均祭酒と為る、魏州刺史を檢校するは故の如し。兄の承慶が入りて相なるを以ての故也。

■[太后の疾に張易之兄弟は動搖]太后は疾いに寝ね、長生院(長生殿、蓋し唐代には寢殿は皆之を長生殿と謂う。

これは洛陽宮にあり)に居り、宰相は見るを得ざる者は累月、惟だ張易之、昌宗は側に侍る。疾いは少しく間し、崔玄暉は奏して言う、

「皇太子、相王は、仁明孝友にして、湯藥に侍するに足る。宮禁は事重く、伏して願わくは異姓をして出入せ令めざらんことを。」

太后は曰く、

「卿が厚意を徳とす。」

易之、昌宗は太后の疾い篤きを見、禍いが己に及ばんことを恐れ、黨援を引用し、陰に之が備えを為す。屢々人有り飛書を為り及び其の事を通衢に榜し、云う、

「易之兄弟は反を謀る」

と、太后は皆な問わず。

■辛未(7)、許州人の楊元嗣は、告ぐ、

「昌宗は嘗て術士の李弘泰を召して相を占わしめ、弘泰は昌宗が天子の相有りと言う、定州に於いて佛寺を造れば、則ち天下は心を歸せんと勧める。」

太后は韋承慶及び司刑卿の崔神慶、御史中丞の宋璟に命じて之を鞠せしむ。神慶は、神基之弟也。承慶、神慶は奏して言う、

「昌宗は『弘泰之語は、尋ぎて己に奏聞せらる』と款稱(白状)す、法首に准じて原すべし(法には自首する者は其の罪を原す。承慶・神慶は此の条に準じて以て昌宗の罪を脱せんと欲するなり)。弘泰は妖言す、請う收めて法を行わん。」

璟は大理丞の封全禎と奏す、

「昌宗、龐榮是くの如し、復た術士を召して相を占わしめ、志は何を求めんと欲すや！弘泰は稱す、筮して純《乾》、天子之卦を得たり。昌宗が倘し弘泰を以て妖妄と為せば、何ぞ即ち執りて有司に送らざるや！奏聞すと雲うと雖も、終に是れ禍心を包藏するなり、法は當に斬に處し家を破るべし。請う收めて獄に付し、其の罪を窮理せん！」

太后は之久しくして應えず、(12-076p)璟は又た曰く、

「儻し即ち收系せざれば、其の衆心を搖動するを恐れん。」

太后は曰く、

「卿は且く推を停めよ(其の事を停めて推究する莫かれ)、更に文狀を檢詳するを俟て。」

璟は退き、左拾遺の江都(揚州を帯びる)の李邕は進みて曰く、

「向に宋璟の奏する所を觀るに、志は社稷を安ぜんとして、身の謀を為すに非ず、願わくは陛下は其の奏を可とすべし。」

太后は聽さず。尋いで璟に敕して揚州推按とし、又た璟に敕して幽州都督の屈突仲翔の贓汚を按ぜしめ、又た璟に敕して李嶠に副とし隴、蜀を安撫せしむ。璟は皆な肯えて行かず、奏して曰く、

「故事に、州縣の官の罪有れば、品高きは則ち侍御史、卑しきは則ち監察御史之を按ず、中丞は軍國の大事に非ざれば、當に出で使いするべからず。今隴、蜀は變無く、識らず陛下は臣を遣わして外に出でしむは何ぞ也？臣は皆な敢えて制を奉ぜず。」

■[桓彥范の上疏] 司刑少卿の桓彥范は上疏して、以爲く、

「昌宗は功無くして寵を荷ない、而して禍心を包藏し、自ら其の咎を招き、此れ乃ち皇天は怒りを降す。陛下は誅を加えるに忍びざれば、則ち天に違いて不祥なり。且つ昌宗は既に奏し訖われりと雲えば、則ち當に更に弘泰と往還し、之をして福を求め災いを讓わ使むべからず、是れ則ち初めより悔心無し。奏する

所以の者は、事發せんと擬すれば則ち先に已に奏陳せりと雲い、發せざれば則ち時を俟ちて逆を為す。此れ乃ち奸臣の詭計なり、若し捨く可しと雲えば、誰か刑す可しと為さん！況んや事は已に再び發し、陛下は皆な釋して問わず、昌宗をして益々自ら計を得るを負わ使め、天下も亦た天命は死せずと以爲わん、此れ乃ち陛下は其の亂を養成する也。苟くも逆臣誅せざれば、社稷は亡びん矣。請う鸞臺鳳閣三司（尚書刑部・大理寺・御史台をいう）に付し、其の罪を考竟せしめん！」

疏は奏され、報ぜず。

■【昌宗は結局赦される】崔玄暉も亦た屢々以て言を為し、太后は法司をして其の罪を議せ令む。玄暉の弟の司刑少卿の忬は、處するに大辟を以てす。宋璟は復た奏す、

「昌宗を收めて獄に下さん。」

太后は曰く、

「昌宗は已に自ら奏聞せり。」

對えて曰く、

「昌宗は飛書の逼る所と為り、窮まり而して自ら陳ず、勢いは已むを得るに非ず。且つ謀反は大逆なり、首免を容れる無し。若し昌宗大刑に伏せざれば、安んぞ國法を用いん！」

太后は溫言して之を解く。璟は聲色逾々厲まして曰く、

「昌宗は分外に恩を承く、臣は言出ずれば禍い従うを知る、然れども義は心を激す、死すと雖も恨みず！」

太后は悦ばず、楊再思は其の旨に忬うを恐れ、遽に敕を宣して出で令め、璟は曰く、

「聖主は此に在り、宰相が擅に救命を宣するを煩わさず！」

太后は乃ち其の奏を可とし、昌宗を遣わして台に詣らしめ、璟は庭立し而して之を按す。事は未だ畢らずして、太后は中使を遣わして昌宗（昌守×）を召して特に敕して之を赦す。璟は歎じて曰く、

「先ず小子を撃ちて腦裂せず、此の恨みを負う矣！」

太后は乃ち昌宗をして璟に詣りて謝せ使め、璟は拒みて見ず。

■左台中丞の桓彦范、右台中丞（光宅に御史を左右台に分け、各々大夫・中丞・侍御史を置く）の東光（直隸省津海道東光県、現・河北省滄州市東光県）の袁恕己は共に詹事司直（正九品上、官僚を弾劾し、職事を糾挙するを掌る）の陽嶠を薦めて御史と為す。楊再思は曰く、

「嶠は搏擊之任を楽しまず如何？」（12-077p）

彦范は曰く、

「官の為に人を擇ぶ、豈に必ずしも其の欲する所を待たんや！欲せざる所の者は、尤も須く之を與えるべし、進み難き之風を長じ、躁求之路を抑える所以なり。」

乃ち擢んで右台侍御史と為す。嶠は、休之（高氏齊に事える）之玄孫也。

■是より先李嶠、崔玄暉は奏す、

「往に革命之時に屬し、人は逆節多く、遂に刻薄之吏の、恣に酷法を行うを致す。其れ周興等の効する所の家を破る者は、並びて請う雪免せん。」

司刑少卿の桓彦范も又た之を奏陳し、表疏は前後十たび上る、太后は乃ち之に従う。

中宗大和大聖大昭孝皇帝上、則天順聖皇后下神龍元年〈乙巳，705年〉

（中宗の字は顯、高宗の第七子なり。中頃に名を哲と更む。已にして旧名に復す。景雲元年に孝和皇帝と諡し、廟を中宗と号す。後に天

寶八年に大和大聖皇帝と追尊す。十三載、大和大聖大昭孝皇帝と追尊す)

■【**大赦改元す**】春，正月，壬午（18）朔，天下に赦し，改元す。文明より以來罪を得る者は，揚、豫、博三州及び諸々の反逆の魁首に非ざるは，鹹な赦して之を除く。

■【**太后の疾と張易之らの動向**】太后の疾は甚だし，麟台監の張易之、春官侍郎の張昌宗は中に居りて事を用い，張柬之、崔玄暉は中台右丞（光宅元年に尚書左右丞を改めて文昌左右丞と為す。長安三年に又改めて中台左右丞と為す）の敬暉、司刑少卿の桓彥范、相王府の司馬の袁恕己と之を誅せんと謀る。柬之は右羽林衛大將軍の李多祚に謂って曰く、

「將軍の今日の富貴は，誰の致す所ぞ也？」

多祚は泣きて曰く、

「大帝也。」

柬之は曰く、

「今大帝之子は二豎の危き所と為り，將軍は大帝之徳に報いんことを思わず乎？」

多祚は曰く、

「苟くも國家に利あれば，惟だ相公の處分のままにせん，敢えて身及び妻子を顧みず！」

因りて天地を指して以て自ら誓う。遂に與に謀を定む。

■初め，柬之は荊府（荊州都督府）長史の閔郷（漢の弘農湖県の界に在り。唐は虢州にあり。河南省河洛道閔郷県、現・三門峽市靈宝市）の楊元琰と相い代り（久視元年にあり），同じく江に泛び，中流に至り，語は太后の革命の事に及び，元琰は慨然として匡復之志有り。柬之の相と為るに及び，元琰（旧唐書によれば時に右散騎常侍）を引いて右羽林將軍と為し，謂って曰く、

「君は頗る江中之言を記する乎？今日輕々しく授けるに非ざる也。」

柬之は又た彥范、暉及び右散騎侍郎の李湛を用い皆な左、右羽林將軍と為し，委ねるに禁兵を以てす。易之等は疑い懼れ，乃ち更に其の黨の武攸宜を以て右羽林大將軍と為し，易之等は乃ち安んず。

【太后退位、中宗擁立の企み成功】

■【**太子側近の謀**】俄に而して姚元之は靈武より都に至り，柬之、彥范は相い謂って曰く、

「事は濟る矣！」

遂に其の謀を以て之に告ぐ。彥范は事を以て其の母に白し，母は曰く、

「忠孝は兩全ならず，國を先にし家を後にして可也。」

時に太子は北門（洛陽宮の北門も亦玄武門と曰う、端門より入らずして、北門より入り、起居を問うは便近を取るなり）に於いて起居し，彥范、暉は謁見し，密に其の策を陳じ，太子は之を許す。

■【**太子を擁する企み**】癸卯（39），柬之、玄暉、彥范は左威衛將軍の薛思行等と，左右羽林兵五百餘人を帥いて玄武門に至り，多祚、湛及び内直郎（唐の東宮内直局に内直郎二人あり、従六品下、符爾扇織る・几案・衣服の事を掌る）、駙馬都尉の安陽（漢の侯国、魏郡に属す。其の故城は湯陰に在り。隋は安陽県を置く。河南省河北道安陽県の西南）の王同皎を遣わして東宮に詣りて太子を迎えしむ。太子は疑い，出でず，同皎は曰く、

「先帝は（12-078p）神器を以て殿下に付す，横しまに幽廢に遭い，人神同じく憤ること，二十三年（光宅元年に太子を廢して盧陵王とす）なり矣！今日は其の衷を誘い，北門（羽林の諸將）、南牙（宰相），同心して協力し，今日を（続は欠如）以て凶豎を誅し，李氏の社稷を復せんとす，願わくは殿下は暫く玄武門に至り，以て衆望に副うべし。」

太子は曰く、

「凶豎は誠に當に夷滅すべし、然るに上體（太后）は安からず、驚怛（驚き痛む）する無きを得んや！諸公は更に後圖を為すべし。」

李湛は曰く、

「諸將相は家族を顧みず、以て社稷に徇う、殿下は奈何して之を鼎鑊に納れんと欲する乎！請う殿下は自に出でて之を止めよ。」

太子は乃ち出ず。

■ [太子を擁するクーデター、張易之誅殺] 同皎は太子を扶抱して馬に上らせ、従いて玄武門に至り、關を斬り而して入る。太后は迎仙宮に在り、柬之等は易之、昌宗を廡下に斬り、進みて太后の寝る所の長生殿に至り、環繞して侍衛す。太后は驚き起ち、問いて曰く、

「亂者は誰ぞ邪？」

對えて曰く、

「張易之、昌宗は反を謀る、臣等は太子の令を奉じて之を誅す、漏洩する有らんことを恐れる、故に敢えて以て聞せず。兵を宮禁に稱げるは、罪は萬死に當る！」

太后は太子を見て曰く、

「乃ち汝邪？小子は既に誅せらる、東宮に還る可し！」

彦范は進みて曰く、

「太子は安んぞ更に歸るを得ん！昔天皇は愛子を以て陛下に托せり、今年齒已に長じ、久しく東宮に居る、天意人心は、久しく李氏を思う。群臣は太宗、天皇之徳を忘れず、故に太子を奉じて賊臣を誅せり。願わくは陛下は位を太子に傳え、以て天人之望に順うべし！」

李湛は、義府（武后・高宗に朋附し、以て相位を取る）之子也。太后は之を見、謂つて曰く、

「汝も亦た易之を誅する將軍と為る邪？我は汝の父子に於いて薄からず、乃ち今日有り！」

湛は慚じ對える能わず。又た崔玄暉に謂つて曰く、

「他人は皆な人に因りて以て進む、惟だ卿のみ朕が自ら擢んでる所、亦た此に在る邪？」

對えて曰く、

「此れ乃ち陛下之大徳に報いる所以なり。」

是に於いて張昌期、同休、昌儀等を収め、皆な之を斬り、易之、昌宗と天津（張行成傳には天津橋）の南に梟首す。是の日、袁恕己は相王に従いて南牙の兵を統べて以て非常に備える、韋承慶、房融及び司禮卿の崔神慶を収めて獄に繋ぐ、皆な易之之黨也。初め、昌儀新たに第を作り、甚だ美にして、王主（諸王、諸公主）に逾える。或るひとは夜其の門に書して曰く、

「一日の絲能く幾日の絡を作さん？」（其れ且に誅滅せられんとす、能く樂を作すこと幾日なるを得んとの意味。絡と樂を音同じきを以てかく言う）

滅し去り、復た之を書し、是くの如くすること六七たび。昌儀は筆を取り其の下に注して曰く、

「一日も亦た足る。」

乃ち止む。

■ [太子監国、太后讓位] 甲辰（40）、制して太子をして國を監ぜしめ、天下に赦す。袁恕己を以て鳳閣侍郎、同平章事と為し、十使（十道）を分遣して璽書（もたら）を繼して諸州を宣慰す。乙巳（41）、太后は位を太子に傳える。

■ **[中宗は即位、李氏一族復権]** 丙午 (42), 中宗は即位す。天下に赦し, 惟だ張易之黨のみ原さず。其の周興等の枉げる所と為るの者は, 咸な清雪せ令む, 子女の配没せらるる者は皆な之を免ず。相王に號の安國相王を加え (12-079p), 太尉に拜し、同鳳閣鸞臺三品とし, 太平公主に號の鎮國太平公主を加える。皇族の先に配没せらるる者は, 子孫は皆な屬籍を復し, 仍ほ官爵を量叙す。

■ **[則天大聖皇帝]** 丁未 (43), 太后は徙りて上陽宮に居り, 李湛は留まりて宿衛す。戊申 (44), 帝は百官を帥いて上陽宮に詣り, 太后に尊號を上り則天大聖皇帝と曰う。

■ **[中宗の新政治体制]** 庚戌 (46), 張柬之を以て夏官尚書、同鳳閣鸞臺三品と為し, 崔玄暉を内史と為し, 袁恕己を同鳳閣鸞臺三品とし, 敬暉、桓彥范は皆な納言と為す。並びて爵郡公を賜る。李多祚に爵遼陽郡王を賜り, 王同皎を右千牛將軍、琅邪郡公と為し, 李湛を右羽林大將軍、趙國公と為す。自餘の官賞は差有り。

■ **[田歸道の忠壯]** 張柬之等之張易之を討つ也, 殿中監の田歸道は千騎を將いて玄武門に宿し, 敬暉は遣使して就きて千騎を索め, 歸道は先に謀に預らず, 拒み而して與えず。事寧んじ, 暉は之を誅せんと欲し, 歸道は理を以て自ら陳じ, 乃ち免ぜられて私第に歸る。帝は其の忠壯を嘉し, 召して太僕少卿に拜す。

令和7年3月26日 翻訳開始 11571文字

令和7年6月9日 翻訳終了 23739文字